# 新型コロナの影響及び対応について

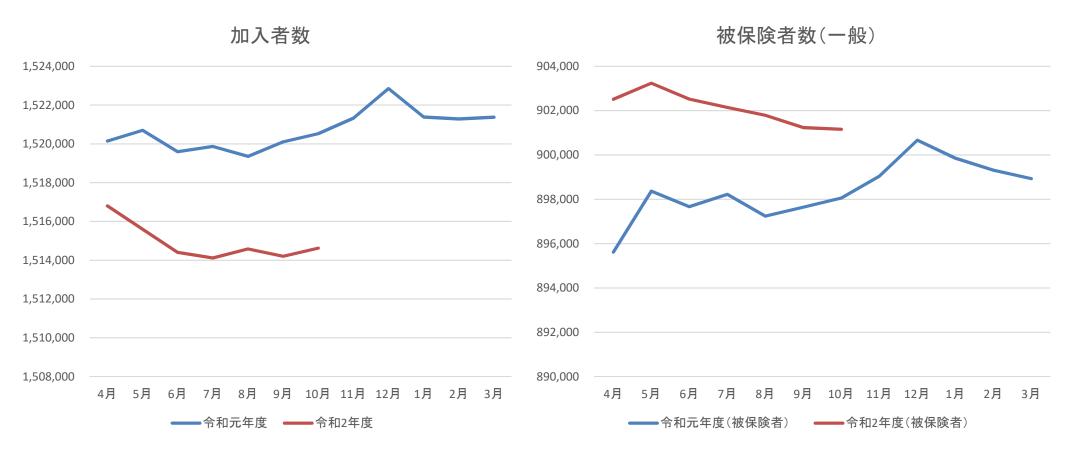




### 1. 協会けんぽ兵庫支部の加入者数等の状況

- ●加入者数は、令和2年4月~6月にかけて大幅に減少。
- ●被保険者数も、令和2年5月以降は減少傾向。

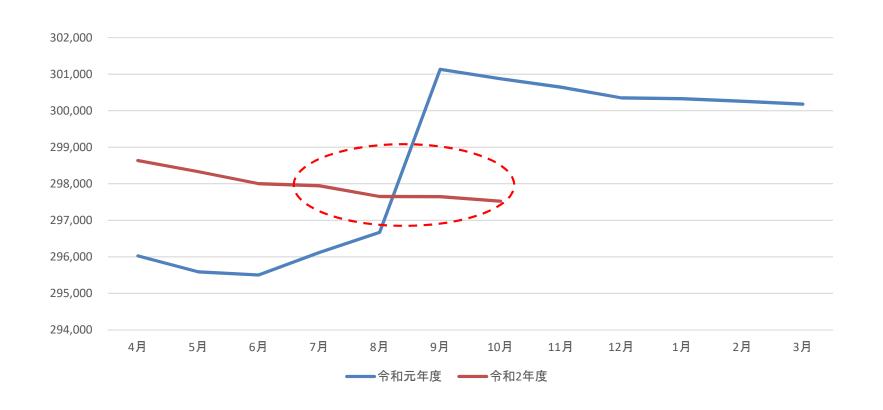
#### 協会けんぽ兵庫支部加入者数・被保険者数の推移



# 2. 被保険者の標準報酬月額の状況

- ●近年は、被保険者の平均標準報酬月額は年々上昇していた。
- ●例年であれば7月から9月の定時改定の際に大きく上昇してきたが、令和2年度は上昇すること なく、前年同月の金額を下回ってきた。

#### 協会けんぽ兵庫支部被保険者の平均標準報酬月額の推移

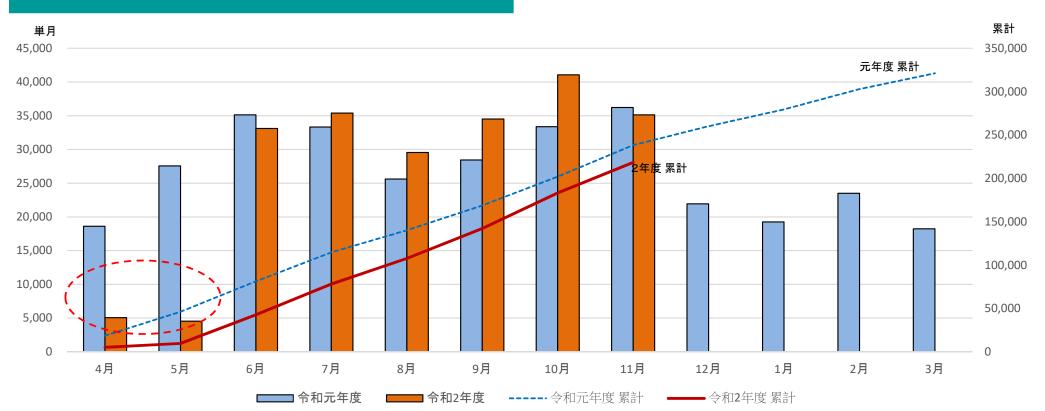


#### 3. 生活習慣病予防健診(従業員)の実施状況

- ●緊急事態宣言により、3月~5月の集団健診を中止。
- ●特定警戒都道府県における施設健診も中止。4月~5月の健診実施者数はごく僅か。
- ●6月から、感染予防対策を行ったうえで事業を再開。三密を避けて1日の実施定員を減らし、 感染予防を行いながら再開。

※【生活習慣病予防健診】協会けんぽ加入の35歳以上の被保険者(本人)が利用できる任意の健診。労働安全衛生法の健診(事業者健診)項目に加え、がん検診などがセットで受診できる。

#### 生活習慣病予防健診実施者数の推移(実施月ベース)



### 4. 特定健診(被扶養者)の実施状況

- ●緊急事態宣言により、3月~5月の集団健診を中止。令和2年3月だけでも、55会場1,718人の申込者に影響。
- ●特定警戒都道府県における施設健診も中止。4月~5月の健診実施者数はごく僅か。

#### 特定健診実施者数の推移(請求月ベース)

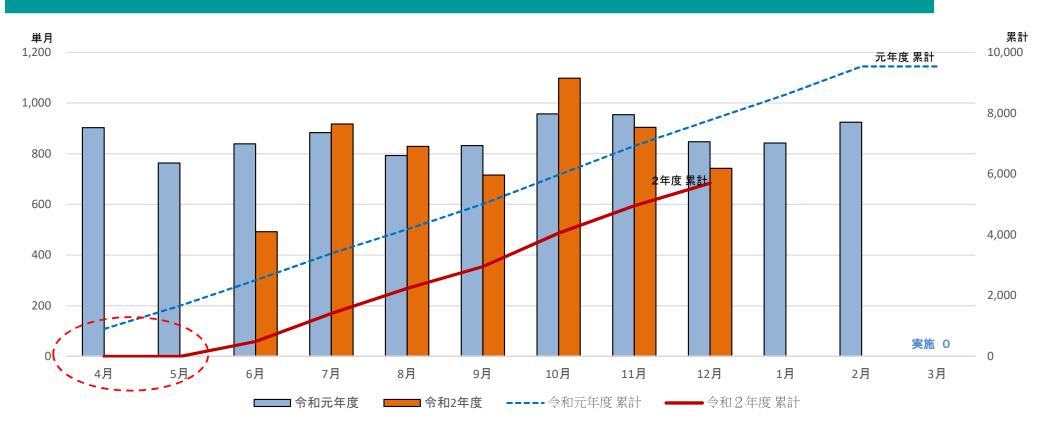
※請求月ベースのため、4月・5月実施の実施者数は翌月に反映



### 5. 特定保健指導(被保険者)の初回面接実施状況

- ●特定警戒都道府県における対面による特定保健指導が中止となり、令和2年3月~5月の間、協会けんぽ保健指導者の事業所訪問による特定保健指導が中止。
- ●6月から、感染予防対策を行ったうえで事業を再開。

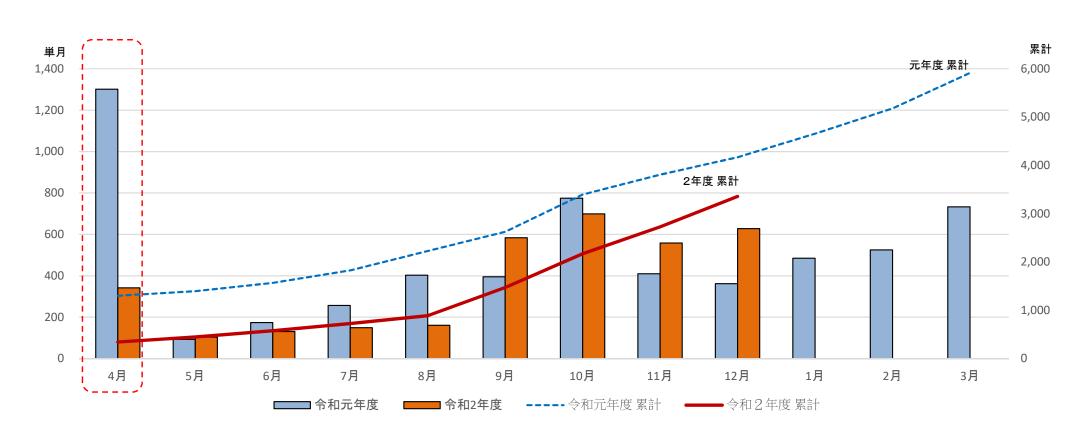
#### 特定保健指導(被保険者)の初回面接実施者数の推移(実施月ベース)



# 6. 健診機関における特定保健指導(被保険者)当日実施の状況

●保健指導業務の委託先である健診実施機関では、4月の保健指導当日実施者数が前年より 大幅に減少。

#### 特定保健指導(被保険者)の健診当日実施者数の推移(実施月ベース)



## 7. 今後の対応として ~ICTを活用した特定保健指導~

感染予防対策を行ったうえで**保健指導**を再開するも、 感染を心配する事業所、在宅勤務者のいる事業所等 から、遠隔面談の要望がある



情報通信技術(ICT)を活用した<mark>遠隔面談</mark>の実施

「遠隔保健指導マニュアル」を作成

#### ①事前に事業所に伝えておくことなど(事前準備)

- ■プライバシーが守られる環境(できれば個室や会議室等)を 用意していただくよう依頼する
- ■端末および通信料は利用者側の負担である旨を説明する
- ■当日つながる電話番号を教えてもらう
- ■予定時刻の10分前に指導担当者から電話をする旨を伝えておく (ID・パスコードを伝える必要があるため。)
- ■パンフレット等保健指導に必要なものを事業所へ送付する

#### ②当日の流れ

● タブレットで「Zoom」を起動し、ホストで利用する準備をする



②パスワードが表示されるので、IDとパスワードを 事業所担当者または対象者に電話で伝える



❸新規ミーティング(保健指導)を開始する



#### ③面談を開始する前に対象者に確認すること

- ■プライバシーが保護される環境(事業所の会議室等)であるか確認する
- ■場所が事業所でない場合は、3点以上による本人確認を 行う

(氏名・生年月日・保険証記号番号・住所・事業所名等)

- ■録画・録音・撮影は禁止である旨を説明する
- ■個人情報は画面に映さないよう説明する

#### ④面談中の注意点

- ■面談中の動画・音声については録画・録音・撮影は禁止
- ■健診結果等の個人情報は画面に映さないようにする
- ■面談中は対象者以外のアプリ接続(参加)は禁止

#### ⑤ID・パスワードの発行回数

- ■パスワードは指導実施日時や場所毎に設定することとし、同
- 一事業所であっても使い回さないようにする

# 遠隔保健指導における課題

- ●タブレット等の機器操作に慣れていない方、Wi-Fi等の通信環境が整っていない方は遠隔保健指導ができない
- ②実施前に資料等を送付しなければならない等、実施側・ 受け手側双方の準備が対面より繁雑になる
- ❸画面に顔しか映らない、目線をあわせづらい、タイムラグがある等、指導対象者とのコミュニケーションが対面よりとりづらい。
- 4対面より保健指導の効果があがるかは現時点では不明